

# 山梨県青果物標準出荷規格実施要綱

	平成15年	3月20日	果3第3-1号	制定
一部改正	平成19年	1月22日	果食第1032号	制定
一部改正	平成29年	4月3日	販輸第404号	制定
一部改正	令和2年	3月26日	販輸第838号	制定

## (目的)

第1 この要綱は、青果物の出荷規格を統一し、これを普及することにより商品性の向上と取引の公正、円滑化を図るとともに、本県青果物のブランドを高め、農業経営の安定と向上に資することを目的とする。

## (定義)

- 第2 この要綱において「青果物」とは、県内で生産される果実及び野菜であって別表に掲げるものをいう。
- 2 この要綱において「山梨県青果物標準出荷規格」（以下「県規格」という）とは、出荷する青果物の等級及び数量・重量についての基準をいう。
  - 3 この要綱において「出荷」とは、販売の目的をもって荷受業者、販売業者又は加工業者に荷を送ることをいう。

## (県規格)

第3 県規格は、その等級及び数量・重量について、別に知事が定める。

## (等級の格付)

- 第4 第3の等級の格付は、知事が指定した団体が行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、団体以外の者であっても知事の指定した者が行うことができる。
- 2 前項の等級の格付は、別に知事の定める方法によって行わなければならない。
  - 3 第1項の規定により知事の指定した者又は団体以外の者は、前条の等級の格付を行ってはならない。

## (表示)

- 第5 青果物を出荷するときは、知事の定めるところにより出荷者名、品種、等級及び数量・重量につき事実を証明する表示をしなければならない。
- ただし、第4の第1項の規定による格付けが行われていないものについては、検査済の表示をしてはならない。

(規格の制定等)

第6 知事は、県規格を制定、改正又は廃止するものとする。

2 知事は、県規格の制定、改正又は廃止の参考とするため、有識者等から幅広く意見を聴取することを目的として、山梨県青果物標準出荷規格会議（以下「会議」という。）を開催する。

3 会議の運営等に関する事項については、知事が別に定める。

(普及・指導)

第7 知事は、県規格を制定、改正又は廃止したときは、速やかに関係者に周知するための措置を講ずるものとする。

2 県、全国農業協同組合連合会山梨県本部及び各農業協同組合は、生産者に県規格を普及・徹底させるための必要な措置を講ずるものとする。

3 一般社団法人山梨県青果物検査協会は、等級の格付を行う者に県規格を普及・徹底させるための必要な措置を講ずるものとする。

(県規格の遵守)

第8 青果物を出荷しようとする者は、県規格を遵守し出荷するものとする。

2 第2の第3項に定める荷受け業者、販売業者又は加工業者以外の者に、宅配等により消費者に直接販売する場合にも、県規格に基づき販売するものとする。

(委 任)

第9 この要綱を施行するために必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月20日から施行する。

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

この要綱は、平成29年4月 3日から施行する。

この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。

別 表

果 実	ぶどう、もも、すもも、おうとう、かき、りんご、なし、西洋なし、キウイフルーツ、干し柿、カリン、プルーン、ゆず、うめ（加工用含）
野 菜	なす、スイートコーン、トマト、きゅうり、にがうり、しろうり、キャベツ、さやいんげん、カリフラワー、レタス、いちご、さといも、ブロッコリー、ほうれんそう、アスパラガス